

公認会計士、税理士などの資格を持つ方の 失業給付の取扱いが変更になります。

これまでは、公認会計士、税理士、弁護士、社会保険労務士、弁理士など（いわゆる士業）の資格を持つ方が、労働者として勤務していた事業所を退職しても、法律の規定に基づいて名簿や登録簿などに登録している場合、登録の資格で個人事業を営んでいると判断されるため、失業中に支給される雇用保険の基本手当（失業給付）の支給対象にはなりませんでした。

この取扱いは、平成25年2月1日の受給資格の決定から、
次のように変わります。



公認会計士、税理士、弁護士、社会保険労務士、弁理士などの資格を持つ方は、法律の規定に基づき、名簿や登録簿などに登録している場合であっても、開業や事務所に勤務している事実がないことが確認でき、要件（※）を満たしていれば、雇用保険の受給資格決定を受けることができます。

（※）次の要件を満たすことが必要です。

- ①雇用保険の被保険者期間が、原則、離職日以前2年間に12か月以上あること
- ②就職したいという積極的な意思と、いつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態（失業の状態）にあること

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

